明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○不動産登記規則の一部を改正する省令（**法務**一）　一
○地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一）　三

〔告　示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**一二）　二
○保安林の指定をする件（**農林水産**六二～八五）　六
○保安林の指定を解除する件（**同**八六～九三）　六
○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の規定に基づく登録事項の変更の件（**同**九四）　七
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（**特許庁**一）　七
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**二三、二四）　七
○土地区画整理事業の事業計画の変更を縦覧に供する件（**同**二五）　七
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**二六～三二）　七
○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地等を変更した件（**同**三三）　八
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（**同**三四）　八
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**同**三五）　九
○登録試験機関の役員の氏名を変更した件（**同**三六、三七）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価の業務の廃止に関する件（**同**三八）　九
○道路に関する件（**中部地方整備局**二）　一〇
○道路に関する件（**中国地方整備局**一、二）　一〇

〔国会事項〕

内閣　内閣府　総務省　財務省　環境省　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　総務省　財務省　環境省　一〇

〔官庁報告〕

法　務　一一
公証人任免（法務省）　一一
労　働　一一
最低賃金の改正決定に関する公示（鳥取労働局最低賃金公示一）　一二

〔公　告〕

諸事項　一二

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、製造たばこ小売定価、国営佐賀中部土地改良事業計画の変更、迫川上流土地改良区の定款変更の認可、鉱業法第一八九条の規定関係　一二

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社整理、再生関係　一三

会社その他　三三

省　令

○法務省令第一号

不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十二日

法務大臣　仙谷　由人

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第百七十六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第四条第二項中「（前条第一項ただし書に規定する登記簿に関する事務を含む。）」を削る。

附則第十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「信託目録未指定登記所において書面申請」を「前項の規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　信託目録未指定登記所において信託の登記の申請を書面申請によりするときは、申請人は、別記第五号様式による用紙に信託目録に記録すべき情報を記載して提出しなければならない。信託目録に関する事務について第三条指定を受けた登記所において、その登記簿が附則第三条第一項の規定による改製を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。）である不動産について、信託の登記の申請を書面申請によりするときも、同様とする。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（第三条指定に関する経過措置）

第十四条の二　第三条指定を受けた事務のうち、附則第三条第一項（附則第十四条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による改製を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。以下同じ。）に関する事務は、法附則第三条第一項、第四項及び第七項並びに附則第四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第六条第一項及び第四項、第七条第一項、第八条第一項、第十条第一項、第八項及び第九項並びに第十二条第一項及び第六項の適用については、第三条指定を受けていない事務とみなす。

附則第十五条第一項中「及び第三十六条第四項の規定」を削る。